

審 査 基 準

基準の名称	徳島県個人情報保護条例の解釈運用基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
県個人情報保護条例	第 2 1 条第 2 項 第 2 2 条	開示請求に対する決定期間延長
基 準 の 内 容		
第 2 1 条 開示決定等の期限		
<p>第 2 1 条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して 1 5 日以内にしなければならない。ただし、第 1 4 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 4 5 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p>		
【趣 旨】 本条は、開示請求を受けた実施機関が開示決定等を行うべき原則的期限及び延長可能な期間を定めたものである。		
【解釈・運用】		
第 1 項関係		
1 「開示請求があった日から起算して 1 5 日以内」とは、開示請求書が実施機関の窓口には到達し、了知可能な状態に置かれた日から 1 5 日以内をいう。ただし、期間の末日が県の休日に当たるときは、民法(明治 2 9 年法律第 8 9 号)第 1 4 2 条の規定が適用され、その翌日が期間の満了日となる。		
2 本項の期限は、実施機関が開示決定等を行うべき期限であり、開示請求者に対する通知の到達日が当該期間内であることまでを要求しているものではないが、実施機関は、開示決定等を行ったときは、速やかに第 2 0 条各項に規定する通知を行うものとする。		
第 2 項関係		
1 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」とは、実施機関が誠実に努力しても第 1 項の期間内に開示決定等を行うことができないと認められる事情をいい、次のような場合が考えられる。 (1) 一度に多くの種類又は大量の請求があり、対象となる保有個人情報の特定及び検索に日時を要するとき (2) 保有個人情報の内容が複雑多岐にわたり、期間内に開示決定等を行うことが困難であるとき (3) 保有個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれているため、当該開示請求者以外のものの意見を聴く必要がある場合であって、期間内に開示決定等を行うことが困難であるとき (4) 天災等の発生、緊急を要する業務処理など、その処理のための担当課の通常の業務を超えた事務の負担が生じているとき (5) 年末年始又は祝日等が重なり執務ができないとき		
2 「同項に規定する期間を 4 5 日以内に限り延長することができる」とは、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示決定等を行う期間を 4 5 日以内に限り延長することができることをいう。したがって、実施機関は本項の規定を適用するときには、最大で開示請求があった日から起算して 6 0 日以内に処理すればよいことになる。		
3 「書面により通知」とは、「個人情報開示決定期間延長通知書」により通知するものとする(規則第 6 条)。		

第 2 2 条 開示決定等の期限の特例

第 2 2 条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して 60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

【趣 旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報著しく大量である場合について、開示決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれ」とは、開示請求に対し、第 2 1 条第 2 項の規定を適用して処理期限を 60 日まで延長しても、その期間内に開示決定等を行おうとすると、当該請求を受けた実施機関の事務の遂行に通常生じる支障の程度を超えた業務上看過できない支障が生じるおそれがある場合をいう。
- 2 「開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分」とは、実施機関が通常 60 日以内に処理することができる分量を意味する。著しく大量な個人情報の請求であっても、実施機関は、当該請求が権利濫用に該当する場合を除き誠実に対応しなければならないが、60 日以内に処理できる量については当該期間内に開示決定等を行わなければならない。
- 3 「残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をするに足りる」とは、実施機関は、対象となった大量の個人情報について、ある程度のまとまりごとに早く審査の終了したのから順に開示決定等をするに足りることをいう。
- 4 「書面により通知」とは、「個人情報開示決定期間特例延長通知書」により通知するものとする（規則第 7 条）。